

研究データの保存等に関する規程

2021年9月27日 制定

(目的)

第1条 この規程は、恵泉女学園大学（以下、「本学」という）における研究活動上の不正行為防止に関する規程第11条に基づき、本学における研究データの保存・開示の運用に当たって必要な事項を定めることを目的とする。

(研究データの保存の目的)

第2条 研究の健全化のための研究データの保存は、仮に研究不正の疑義が生じた場合に研究者が自身の活動の正当性を証明するため、あるいは調査に当たる者がオリジナル・データ等を検証することを目的とする。このため、論文等として発表に使われなかったもの、あるいは使う予定のないものまで包括的に保存を義務付けることは求めない。

2 ガイドラインを超える研究データ保存

このガイドラインは、研究者が研究に使われなかったものも含めて、自らの研究活動で生み出されたデータ等をすべて保存することや、このガイドラインを越える保存対象や保存期間を自主的に設定することを妨げるものではない。

(保存対象・保存期間・保存方法)

第3条 論文等の成果発表の元となった資料（文書、数値データ、画像など）について、研究者は当該論文発表後10年間、これを保存しなければならない。

2 紙媒体の資料等について、分量または特性による保管に要するスペースの制約、適正な保存のためのコストが膨大になるなど、止むを得ない事情がある場合には、学長の承認または定めに基づき、合理的な範囲で古いものから廃棄することができるものとする。

3 電子化データについては、メタデータ（データに関する情報を記述したデータ）の整理・管理と適切なバックアップの作成により再生可能な形で保存するものとする。

4 試料（実験試料・標本など）についても可能な限り上記の期間に準ずることが推奨される。ただし、保存/保管が本質的に困難なもの（例：不安定物質）や、保存に多大なコストがかかるもの（例：生物系試料）はこの限りではない。

(開示)

第4条 研究データは、最高管理責任者が必要と認める場合、必要な範囲について適切な方法で開示しなければならないものとする。

2 個人データ等、その扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制やガイドラインに従う。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、本学における研究データの保存・開示に関し必要な事項は最高管理責任者が定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、大学経営企画会議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、2021年9月27日から施行する。